

# あかねミライ園運営規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本園は社会福祉法人あかね会（以下「この法人」）及び利用契約企業に勤務する保護者のお子さま並びに地域在住のお子さまを対象とし、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児の保育事業を行うことを目的とする。

### (名 称)

第2条 本園はあかねミライ園とする。

### (所在地)

第3条 本園を茨城県北茨城市関本町関本中字辻259-6に置く。

## 第2章 職員及び職務

### (職員の区分及び定員)

第4条 園に次の職員を置く。

- (1) 園長（施設長） 1名
- (2) 主任保育士（保育士兼務） 1名
- (3) 保育士（主任保育士含む） 2名以上
- (4) 保育職員（子育て支援員）
- (5) 看護師 1～2名（非常勤）
- (6) 栄養士（特養兼務） 1名
- (7) 嘱託医 1名（非常勤）
- (8) 事務員 1名（常勤）

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

### (職員の資格)

第5条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条に該当するもののうちから園長が任命する。ただし保育士については、児童福祉法第18条の4に該当する保育士資格者であることを要する。

### (職 務)

第6条 園長は園の業務を統括する。

2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。

3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

4 保育職員は保育士の業務に準じ、また園内外諸業務に従事する。

5 看護師は、園児の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

6 栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、本園全般の食育を行う。

7 嘱託医は、本園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への指導・相談を行う。

8 事務員は、園内外の諸業務、渉外に従事する。

#### **(職務の心得)**

第7条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

### **第3章 文 書**

#### **(文書の取扱)**

第8条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

#### **(文書の管理)**

第9条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるように常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

#### **(備えるべき帳簿及び保存年限)**

第10条 本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る記録
- (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### **第4章 定 員**

### **(定員)**

第11条 本園の定員は12名とする。

## **第5章 入園及び退園**

### **(入園児童・入園)**

第12条 本園に入園を希望する場合は、本園指定の入園申込書に必要事項を記載し、園長に申し込むものとする。原則として入園希望者全員にわたり保護者および園児との面談の上、選考を行い入園を決定するものとする。

### **(退園)**

第13条 現に在園中の園児が保育の実施が必要でなくなったときは、保育の実施を解除し、保護者より退園届を提出させ退園させるものとする。

## **第6章 園児の処遇等**

### **(平等の原則)**

第14条 本園は園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分によって差別的取扱いをしない。

### **(提供する保育等の内容)**

第15条 本園は保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 第17条に規定する時間における保育の提供
- (2) 食事の提供
- (3) その他の保育に係る行事等の実施
- (4) 一時預かり保育の実施

### **(費用)**

第16条 保育料はこの法人が別途定めた金額とする。保護者は本園からの請求書に基づき、期日までに保育料を支払うものとする。

### **(保育時間)**

第17条 保育時間は7時30分から18時30分までの間の11時間を原則とする。

### **(登降園)**

第18条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

### **(保育内容)**

第19条 保育内容及び給食並びに健康管理については、園児の年齢、発達に応じてこれを分け指導計画を立てる。

### **(虐待等の禁止)**

第20条 職員は、園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等の直接園児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (3) 食事を与えないこと。
- (4) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (5) 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (6) 施設を退園させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (7) 性的な嫌がらせをすること。
- (8) 当該園児を無視すること。

### **(虐待防止に関する事項)**

第21条 本園は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 定期的開催される虐待の防止のための対策を検討する身体拘束適正化検討委員会に参加するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針は、「身体拘束・虐待予防指針」に定め、身体拘束適正化検討委員会にて運用する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 職員は、保育提供中に、当該事業者の従事者又は養護者（園児の家族等、現に園児を養護する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

### **(日課及び年間行事)**

第22条 日課及び年間行事については別に定める。

### **(保育を提供する日)**

第23条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始（12月31日から1月2日）を除く。

#### **(欠 席)**

第24条 園児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長・保育士に届け出るものとする。

#### **(休 園)**

第25条 園児又は園児の同居家族に伝染病の発生により、他の園児に感染する恐れがあると園長が認めるときは休園を命じることができる。

#### **(保護者との連絡)**

第26条 園は保護者、且つ設置者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について協力を得るものとする。

#### **(健康管理)**

第27条 園長、看護師は常に入所児童の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

#### **(衛生管理)**

第28条 園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年一回の大掃除を行うものとする。

#### **(苦情対応)**

第29条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設と設置者は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

#### **(相互信頼関係の構築)**

第30条 園児が集団生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため、職員及び保護者及び設置者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

#### **(第三者評価受審)**

第31条 保育園にかかる第三者評価事業を受審することが望ましい。

#### **(秘密の保持)**

第32条 当園の職員は、業務上知り得た利用園児及び保護者の秘密を保持する。職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

## 第7章 災害対策

### (防災管理・災害対策)

第33条 園長または防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回園児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

## 第8章 雑 則

### (改 正)

第34条 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

### 付則

この規則は平成29年4月1日から施行する。

この規則は平成29年11月13日から施行する。

この規則は平成30年4月1日から施行する。

この規則は平成30年8月1日から施行する。

この規則は令和3年10月1日から施行する。